

- 費補助金（健康安全・危機管理対策総合研究事業）「地域健康危機管理に従事する公衆衛生行政職員の人材開発及び人員配置に関する研究」（主任研究者：曾根智史）平成20年度総括・分担研究報告書（改訂版）。2009. p 91 - 111.
- 2) 奥田博子、志賀愛子、小野聰枝、竜田登代美：地域健康危機管理に従事する公衆衛生行政保健師の人材開発及び人員配置に関する研究。厚生労働科学研究費補助金（健康安全・危機管理対策総合研究事業）「地域健康危機管理に従事する公衆衛生行政職員の人材開発及び人員配置に関する研究」（主任研究者：曾根智史）平成20年度総括・分担研究報告書（改訂版）。2009. p 31 - 47.
- 3) 佐藤加代子、澤口眞規子、濱口優子、磯部澄枝：地域健康危機管理に従事する公衆衛生行政栄養士の人材開発及び人員配置に関する研究。厚生労働科学研究費補助金（健康安全・危機管理対策総合研究事業）「地域健康危機管理に従事する公衆衛生行政職員の人材開発及び人員配置に関する研究」（主任研究者：曾根智史）平成20年度総括・分担研究報告書（改訂版）。2009. p 48 - 65.
- 4) 安藤雄一、中村宗達、杉本智子、竹中佐智子：地域健康危機管理に従事する公衆衛生行政歯科医師・歯科衛生士の人材開発及び人員配置に関する研究。厚生労働科学研究費補助金（健康安全・危機管理対策総合研究事業）「地域健康危機管理に従事する公衆衛生行政職員の人材開発及び人員配置に関する研究」（主任研究者：曾根智史）平成20年度総括・分担研究報告書（改訂版）。2009. p 17 - 30.

表1.1 避難所・仮設住宅における環境衛生監視員の役割と他職種・機関との連携

フェイズ0 環境衛生監視員のあるべき役割(前年度調査結果) 衛生確保(注1)	環境衛生分野にも関連する事項についての他職種の判断、あるべき役割(同左、フェイズが確定できないものは内容から判断し、仮に設定)	ペットボトル等の飲用上の注意について食品衛生担当と連携し周知を図る。	他職種との連携 他部局、他機関との連携
フェイズ1 排泄場所(仮設トイレ等) 給水車等からの飲料水の 衛生確保(注1)	集団感染症対策、避難所環境整備など住民健康管理強化の必要性(保健師) 関連機関・職種連携の必要性(保健師)	避難所の室内環境対策について、保健師、医師等の職種と意見交換を行う。 医師等と意見交換し、衛生ゾーンの厳密な区分けを行うとともに、排泄場所・方法の決定、一般的な消毒の条件整備と住民への周知を行う。	水道担当部署(給水車) 廃棄物担当部署(屎尿処理)
フェイズ1 室内環境対策(保温・ごみ 処理・換気など)	集団感染症対策、避難所環境整備など住民健康管理強化の必要性(保健師) 関連機関・職種連携の必要性(保健師)	避難所の室内環境対策について、保健師、医師等の職種と意見交換を行う。 器具の衛生管理・冷暖房・換気・除加湿の確保、衛生害虫対策を行ふ。 最低限の室内環境対策(換気・清潔)の周知(保健師)。 住民自治組織による生活ルールづくり支援を保健師とともに実施(清掃、換気、喫煙、騒音、ペット、消灯など)。	廃棄物担当部署(ごみ処理)
フェイズ2 仮設トイレ・室内環境の衛 生指導	集団感染症対策、避難所環境整備など住民健康管理強化の必要性(保健師) 避難環境維持管理・巡回相談強化の必要性(保健師)	避難所の仮設トイレや室内環境の衛生対策についての周知を図る。 保健師と連携し、避難所の仮設トイレや室内環境の衛生対策の情報提供(管理栄養士)。	廃棄物担当部署と意見交換、対 策の助言。
フェイズ2 ペット対策(人とペットの住 み分け)	ペット対策(人とペットの住 み分け)	巡回相談時に保健師に寄せられるペット関係の苦情や相談を分析し、対応を協議し、住民の健康被害を防止する。(注2)	獣医師会・動物愛護団体との連携で、ペット飼育体制・動物救護体制の確立。
フェイズ3 環境衛生・生活状況の的 確な把握と適切な対応・ 情報提供(インフルエンザ 予防・衛生害虫・布団乾 燥・換気・タバコ煙・清掃・ 洗濯・入浴など多様で高 度化したニーズ)	日々変化する状況・健康状態の把握と多様化するニーズへの対応方針の理解と共有化の必要性(保健師) 避難所巡回健診相談(うがい・手洗い・ドクターベッド)	保健師やその他避難所関係者から、環境衛生上のニーズを保健所衛生部に吸い上げるシステムの構築を図る。 巡回相談を行う保健師と連携し、よりきめ細かなニーズ把握と対策。必要に応じて巡回相談に同行し調査を実施。 衛生害虫被害、アレルギー関係の問題について保健師や食品衛生担当と情報共有し、避難所の環境改善等対策を検討。	クリーニング業組合・理美容業組合へ巡回サービスの協力を要請。 公衆浴場組合への協力要請など開連各組合との災害協定にもとづく活動。 住民課など生活支援担当部局と情報交換を行い、環境衛生担当部局と施設の情報を広報。
フェイズ3 避難所生活環境対策(長 期化に対応した環境整 備:過密居住緩和・間仕 切り・置導入・共同設備な ど)	中長期的な被災地支援方法検討の必要性(保健師) 避難所環境問題への対応調整の必要性(仮設トイレ 悪臭、ハエ・蚊など)(保健師) 避難所環境整備(作成・定期訪問・環境指導 連絡・対応調整)(保健師)	改めて保健師や避難所関係者から長期化した環境衛生上のニーズについてのリサーチを行い、対策を検討する。 保健師との同行訪問により、避難所の環境調査を行い、状況変化に合わせた改善への助言を行う。	
フェイズ3 仮設住宅におけるニーズ 把握と相談助言	仮設住宅におけるニーズ 把握と相談助言	保健師との仮設住宅への同行訪問により、状況に合わせた環境改善(令喚 房・換気・通風・採光・水質)への巡回相談を行う。	保健師との仮設住宅への巡回相談(保健師)

注1:昨年度の報告書に記載モレ。

注2:昨年度の保健師班の報告書には該当する記載はみられなかったが、巡回相談では当該問題が浮上するものと想定した。

表1.2 避難所対策以外での環境衛生監視員の役割と他職種・機関との連携

フェイズ フェイズ	環境衛生監視員のあるべき役割 (前年度調査結果等)	環境衛生分野にも関連する事項についての他職種の判断、あるべき役割(同左、フェイズが確定できないものについては内容から判断し、仮設定)	他職種との連携 他部局、他機関との連携
	給水車等からの飲料水の衛生確保	(注1)	(注1)
フェイズ0	遺体安置の応急対応(宿泊施設、搬送調整)(注2)	遺体への処置・遺族対応(避難所遺体多数)(保健師)	災害時の遺体安置では平常時のように手厚い対応ができない旨、遺族の理解を得る(必要に応じて保健師にメンタルヘルス対応を依頼)。 保健師から遺体安置所の衛生状況を確認、衛生確保に応じる助言。 身元確認や死亡診断書、火葬許可書の発行は医師、事務職との連携。
	飲料水の衛生確保		
	遺体安置(フェイズ0に同じ)	遺体・遺族対応(保健師)	遺体安置に関するフェイズ0と同じ。
フェイズ1	危険動物の逸走防止・状況調査		
	排泄場所応急確保、消毒等衛生管理指導		
	公衆浴場の状況調査	情報やサービスの提供(保健師)(注4)	(注3) テント生活者や自宅生活可能な世帯に対するトイレの消毒方法等衛生管理指導(保健師)。
	受水槽等状況調査		
	仮設浴場の設置調整		
	仮設浴場の衛生監視	井戸水(水質検査相談)(注5)	水質検査の協働(衛生検査技師)。 井戸水使用の食品営業許可施設についての検査(食品衛生監視員)。
	日常生活に必要な営業施設(クリーニング・旅館等)実態調査		
フェイズ2	動物救護体制の調整と対策	情報やサービスの提供(保健師)(注4) 住民の変化するニーズに対応できる支援体制の検討(保健師)(注4)	(注4) 仮設浴場の衛生管理とともに、健常的な入浴方法に関する保健師と検討を行い、住民に啓発。
	火葬場状況調査		
	淨化槽消毒指導、廃棄物・し尿処理施設調査		
	テント生活者、自宅残留者の状況把握(情報提供)(注7)	テント生活者の暑さ、雨漏りに関する苦情のキャラチ(保健師)(注7)	テント生活者、自宅残留者の居住環境のニーズを収集、その対応策について協議・検討、情報提供(保健師)。
フェイズ3	建物解体・瓦礫処理に伴う環境対策(騒音・アスベスト等)(注8)		建物解体・瓦礫処理に伴う健康影響を予防するため、環境部局と連携して対応策を検討。

注1:栄養士の昨年度報告書に市町村管理栄養士の業務に「給水の実施」とあつたが(中越沖、54ページ)、具体的な内容を確認できず。内容によっては環境衛生から協働の可能性も検討できる。

注2:可能ならばフェイズ0で実施する。フェイズ0での優先順位は高くないかもしない。昨年度の報告書では、その意味でフェイズ1に記載。

注3:動物関係の業務は環境衛生監視員の業務に含めるという立場で本研究を進めているので、他職種に獣医師をあけることはしない。

注4:保健師による昨年度調査報告書の具体的な内容を確認できれば、連携協力の可能性を検討することができる。

注5:昨年度の報告書には取り上げられていないが、災害時には職員の手も不足するので、組合に協力を要請し、連携して実施することが必要であろう。

注6:平時ならば目的業務と考えられるが、災害時では職員の手も不足するので、組合に協力を要請し、実施することが必要であろう。

注7:昨年度の報告書では、保健師班でこの問題が記述されるのはフェイズ2であるが、現実的な対応の必要性はフェイズ3である。

注8:昨年度の報告書の表1には未記載。

表2.1 保健師と環境衛生監視員の連携に関する認識(各班単独検討段階)の比較表—避難所・仮設住宅の場面

保健師班での認識				環境衛生監視員班での認識		
場(課題)	Phase	PHNの役割	他職種との連携	Phase	EHOの役割	他職種との連携
1.避難所	0	避難住民の健康や避難環境の把握	EHOとの連携	その他	避難所運営担当職	PHNとの連携
	2	避難環境管理			施設管理者(ボランティア)	その他
環境衛生	1	避難環境管理 巡回相談 感染症予防	避難環境について 保温、清潔、ペット対策等	その他	避難所運営担当職(環境整備、プライバシー確保)	食監(ペットボトル水道担当部署(応急給水))
	2					
飲料水	2		応急給水(、仮設浴場設置など)に関する支援	食品衛生監視員	給水車からの飲料水の衛生確保	食監(ペットボトル水道担当部署(応急給水))
排泄環境				1	排泄場所の応急確保・衛生管理指導	地域内ゾーニング・排泄場所・方法の決定・消毒条件整備と周知(食監・医師(同左協議))
				2	仮設トイレの衛生指導	仮設トイレの衛生対策の周知
室内環境				1	室内環境対策(保湿・ごみ処理・換気など)	寝具衛生・冷暖房・換気・清潔な対策を検討し周知。住民自治組織による生活ルールづくりの支援
				2	室内環境の衛生指導 ペットと人の住み分けなど対応の検討	室内環境対策の周知(協議)
生活環境 ペット対策	2	避難環境管理 巡回相談 感染症予防	同伴ペットについて 仮設浴場の設置(、応急給水など)に関する支援	2	生活状況(入浴状況) の把握と対応	巡回相談からニーズ把握、対応
				2	生活状況の把握と対応(衛生害虫・布団乾燥・煙草煙・洗濯・入浴)	巡回相談からニーズ把握、対応
生活環境 仮設浴場 高度化ニーズ	2	避難所環境対策 (チェックリスト・定期訪問・環境指導)	長期化する生活環境上の 対応(清掃・布団クリーニングなど)	2	長期化にに対応した環境整備(過密緩和・置き同設備等)	改めて長期化した環境衛生上のニーズ把握と対策。同行訪問調査
	3			3		
2.仮設住宅	3	仮設住宅入居者健 康ニーズ把握調査訪問	生活環境上のニーズ把握 と相談業務 健康ニーズ把握調査訪問	管理栄養士 精神保健相談員	仮設住宅におけるニーズ把握と相談助言	同行訪問により、冷暖房・換気・通風・採光・水質など環境改善に関する相談対応

注:保健師班の中間報告におけるPhase設定は、0(当日)、1(3日目まで)、2(2週間目まで)、3(1ヶ月まで)、4(1ヶ月以上)、5(2ヶ月以上)となるが、ここでは環境衛生監視員班のそれに合わせて、2と3→2、4→3とした。

表2.2 保健師と環境衛生監視員の連携に関する認識(各班単独検討段階)の比較表—その他の場面

場(課題)	保健師班での認識			環境衛生監視員班での認識		
	Phase	PHNの役割	他職種との連携	EHOの役割	Phase	他職種との連携
3.地域(自宅残留者およびテント生活者を含む)						
環境衛生	1	水、排泄物、廃棄物、消毒毒などに関する業務 衛生管理状況の把握	食品衛生 栄養士	0、1 飲料水の衛生確保		水道事業者(応急給水)
飲料水	0			2 井戸水(水質検査相談)		衛生検査技師(水質検査) 食品衛生監視員(食品営業 許可施設の検査)
排泄環境				1 排泄場所の応急確保・衛生管理指導	テント生活者や自宅居住者へのトイレ消毒法の指導・周知 巡回相談で入浴問題があがれば、 それへの情報提供	
生活環境 入浴環境				1 公衆浴場状況調査	仮設浴場の衛生管理とともに健康的入浴方法の啓発	
				2 仮設浴場設置調整・衛生監視		
生活環境 高度化ニーズ				2 日常生活(清掃・洗濯・布団乾燥など)に必要な営業施設実態調査	ニーズ対応への支援・情報提供	
	2	全戸ローラー訪問調査	事務職 ボランティア	3 テント生活者、自宅居住者の居住環境問題への対応	テント生活者や自宅居住者の居住環境ニーズの把握と対応策検討	
4.その他						
遺体処置	0	遺体手当、遺族ケア	遺体処置、搬送等の対応	0、1 アイスの確保、搬送調整	遺族対応・メンタルヘルス、安置所の衛生確保	医師・事務職(身元確認、書類発行)

注:保健師班の中間報告におけるPhase設定は、0(当日)、1(3日目まで)、2(2週間目まで)、3(1ヶ月まで)、4(1ヶ月以降)となっているが、ここでは環境衛生監視員班のそれに合わせて、2と3→2、4→3とした。

表3.1 保健師と環境衛生監視員の連携に関する認識(両班での検討終了段階)一避難所の場面

		環境衛生監視員班での認識				保健師と環境衛生監視員の連携で行う具体的な支援内容	
場(課題)	Phase	PHNとの連携	EHOとの連携	Phase	EHOの役割	PHNとの連携	
環境衛生 飲料水	0 飲料水の衛生確保	応急給水に関する支援	0 給水車等からの飲料水の衛生確保				・飲料水の実態把握・情報提供(可能・地域の確認(事業体情報の早期収集・提供)) ・給水車から口にするまでの衛生管理指導(ボランティア等) ・飲料水の備蓄や補給数 ・性能不可能な場合の避難方法
環境衛生 排泄環境	1 生活環境管理	避難所環境整備支援に関すること	1 排泄場所の応急確保・衛生管理指導				・避難所の総合的な衛生確保について(協議し衛生ゾーン区分け実施・排泄場所の決定、消毒条件と周知) ・衛生ゾーンなどの決定期定と周知(その他の職種とも協議) ・排泄場所の安全性の確認と整備 ・下水放流不可の場合、既設水洗トイレ使用禁止 ・仮設トイレの使用方法・清掃・消毒の指導 ・手洗い、消毒にかかる指導 ・必要な物品や薬剤の使用状況の確認と確保供給
環境衛生 室内環境 生活用水	2 感染症予防	避難所の環境管理について	2 仮設トイレの衛生指導				・避難者による自主的な環境管理の支援 ・避難所被災者の生活状況の把握(人数、室温、自家発電、トイレ・炊事場、洗濯場、ごみ集積場、寝具、冷暖房など) ・避難所生活ルール策定、協力要請 ・寝具の確保と衛生指導 ・冷暖房・換気の指導 ・廃棄物処理に関する指導 ・つかい、手洗い、消毒方法の指導 ・生活用水の確保・衛生指導
環境衛生	1 生活環境管理 感染症予防対策	生活環境管理、感染症予防に関する生活環境整備について	1 室内環境対策(保湿・ごみ処理・換気など) 生活用水の水質管理				(避難所内ペット対策) ・ペット数、種類の確認 ・ケージ等の容設設備の確保 ・ペット同伴者のゾーン分け ・ペットの正しい飼い方の指導、安全性確認 ・動物救護施設の情報提供 ・保護動物などの情報提供
生活環境 ペット対策	1 生活環境管理	ペット対策について	1 動物救護施設				・飼い主の会などの組織化・活動支援 巡回相談からニーズ把握、対応協議
生活環境 仮設浴場	2 感染症予防	生活環境管理避難状況の把握	2 動物救護対策				・ペットと人の住み分けなど応急対応の検討 巡回相談からニーズ把握、対応協議
生活環境 高度化ニーズ	2 生活環境管理	仮設浴場設置に関する支援	2 生活状況(入浴状況)の把握と対応 仮設浴場の衛生管理				・仮設浴場の衛生確保・衛生的入浴方法の啓発 ・巡回相談からニーズ把握、対応協議、情報提供 巡回相談からニーズ把握、対応協議、情報提供
			2 生活状況(入浴状況)の把握と対応 仮設浴場の衛生管理				・生活環境の改善整備 ・プライバシー確保のための隔壁等の設置 ・インフルエンザ患者(入院対象外)専用スペース確保 ・室温調整・換気・分室対策 ・室内清掃・布団消毒・乾燥・洗濯など実態把握と情報提供 ・必要に応じ洗濯機、布団乾燥機の改善整備設置
			2 長期化する生活環境上の対応(清掃・布団クリーニングなど)				・避難生活の長期化に対応した環境整備 ・過密緩和のための調整・工夫 ・共同設備の改善整備

注:保健師班の中間報告におけるPhase設定は、0(当日)、1(3日目まで)、2(2週間目まで)、3(1ヶ月まで)、4(1ヶ月以降)となつたが、ここでは環境衛生監視員班のそれに合わせて、2と3→2、4→3とした。

表3.2 保健師と環境衛生監視員の連携に関する認識(両班での検討終了段階)ーその他の場面

場(課題)	保健師班での認識		環境衛生監視員班での認識		PHNとの連携	連携で行う具体的な支援内容
	Phase PHNの役割	EHOとの連携	Phase	EHOの役割		
2.仮設住宅	3 仮設住宅生活実態把握、相談開拓の支援	仮設住宅の生活環境に 関わる支援	3 仮設住宅におけるニーズ把握 と相談助言	同行訪問により、冷暖房・ 換気・通風・採光・水質など 環境改善に関する相談対応	(仮設住宅の生活環境上のニーズや課題の把握(飲料水、換気、通風、採光、防音、排水、こみ処理、ペット飼育、衛生害虫発生等) 個別ニーズに関する助言や指導 ・自治会活動の体制や自主解決への指導	(仮設住宅の生活環境問題への対応) ・仮設住宅の生活環境に対するまでの衛生指導(ボルタタンク等) ・供給不可能な場合の教援方法
3.地域(自宅残留者およびテント生活者等を含む)	0, 1 飲料水、生活用 飲料水、生活用 飲料水の衛生確保	水、排泄物、廃棄物、消 毒などに関する業務 井戸水、湧水などの水 質、応急給水、応急復旧 に関する問合せについて	0, 1 飲料水の衛生確保 0, 1 飲料水の衛生確保	0, 1 飲料水の衛生確保 0, 1 飲料水の衛生確保	応急給水の衛生確保に関する住民への指導・情報提供 住民の相談についての情報 提供	(飲料水の実態把握、情報提供) ・飲料水の実態把握や補給数 ・給水車から口にするまでの衛生指導(ボルタタンク等) ・供給不可能な場合の教援方法 (排水場所の衛生管理) ・排水場所の安全性の確認と整備 ・下水放流不可の場合、既設水洗トイレ使用禁止 ・手洗い・消毒にかかる指導 ・必要な物品や薬剤の使用状況の確認
環境衛生 飲料水	2	1 排泄場所の応急確保・衛生管 理指導	2 井戸水(水質検査相談)	1 排泄場所の応急確保・衛生管 理指導	テント生活者や自宅居住者 へのトイレの指導・周知	(排水場所の衛生管理) ・巡回相談で入浴問題があ がれば、それへの情報提供 ・近隣の公衆浴場・旅館浴場設置状況などに関する情 報提供
環境衛生 排泄環境	1	1 公衆浴場状況調査	1 公衆浴場状況調査	1 公衆浴場の衛生確保・衛生 的入浴方法の啓発 ・巡回相談で入浴問題があ がれば、それへの情報提供 ・近隣の公衆浴場・旅館浴場設置状況や安全で衛生的 入浴可能な場所に関する情報提供	巡回相談で入浴問題があ がれば、それへの情報提供 ・近隣の公衆浴場・旅館浴場設置状況などに関する情 報提供	
生活環境 入浴環境	2	2 仮設浴場設置調整・衛生監視 の情報提供	2 仮設浴場設置調整・衛生監視 の情報提供	2 仮設浴場の衛生確保・衛生 的入浴方法の啓発 ・巡回相談で入浴問題があ がれば、それへの情報提供 ・近隣の公衆浴場・旅館浴場設置状況や安全で衛生的 入浴可能な場所に関する情報提供	巡回相談で入浴問題があ がれば、それへの情報提供 ・近隣の公衆浴場・旅館浴場設置状況などに関する情 報提供	
生活環境 テント・車中泊等	2	2 テント生活者、自宅居住者の 居住環境問題への対応 ・在宅、テント泊などへの被災者対 応	2 テント生活者、自宅居住者の 居住環境問題への対応 ・在宅、テント泊などへの被災者対 応	2 テント生活者や自宅居住者 の居住環境ニーズの把握と 対応策検討	巡回相談で入浴問題があ がれば、それへの情報提供 ・近隣の公衆浴場・旅館浴場設置状況や安全で衛生的 入浴可能な場所に関する情報提供	(日常生活のニーズへの対応) ・テント・車中泊等の生活環境問題への対応 ・環境改善に必要な情報収集および提供
生活環境 高度化ニーズ	2	2 日常生活に必 要な施設等の 情報提供	2 日常生活に必 要な施設等の 情報提供	2 日常生活(洗濯・布団乾燥・理 美施設実態調査)	巡回相談で入浴問題があ がれば、それへの情報提供 ・近隣の公衆浴場・旅館浴場設置状況や安全で衛生的 入浴可能な場所に関する情報提供	(日常生活のニーズへの対応) ・日常生活に必要なサービス、営業施設クリーニング・布団乾 燥、宿泊・埋美容など)に関する情報収集と提供
地域環境 建物解体粉塵	3	3 環境に関する健 康相談対応	3 建物解体などに伴う環境対策 (騒音・アスベスト等)	3 建物解体などに伴う環境対策 (騒音・アスベスト等)	巡回相談で入浴問題があ がれば、それへの情報提供 ・建物解体などによる粉塵・アスベスト等に関する問合せに対 する情報提供	(地域環境に関する情報提供) ・建物解体などによる粉塵・アスベスト等に関する問合せに対 する情報提供
4.その他	0 ケア	0 遺体保管、遺族 理等の対応	0, 1 遺体保管、搬送、衛生管 理等の対応	0, 1 遺体安置所の衛生確保 0, 1 ライアイスの確保、搬送調整	(遺体保管・遺族ケア) ・遺体・遺骨の実態把握 ・仮保管方法の確立(場所・棺・ドライアイス等)	(遺体保管・遺族ケア) ・遺体・遺骨の実態把握 ・仮保管方法の確立(場所・棺・ドライアイス等) ・消毒などに関する対応

注:保健師班の中間報告におけるPhase設定は、0(当日)、1(3日目まで)、2(2週間目まで)、3(1ヶ月まで)、4(1ヶ月以降)となっているが、ここでは環境衛生監視員班のそれに合わせて、2と3→2、4→3とした。

平成 21 年度厚生労働科学研究費補助金（健康安全・危機管理対策総合研究事業）  
「地域健康危機管理に従事する公衆衛生行政職員の人材開発及び人員配置に関する研究」

## 分担研究報告書

### 分担研究課題：「地域健康危機管理に従事する公衆衛生行政職員（事務職） の人才開発及び人員配置に関する研究」

研究分担者：橘とも子（国立保健医療科学院人材育成部 地域保健人材室長）

研究協力者：松原定雄（東京都立北多摩看護専門学校 校長）

#### 要旨

**【研究目的】**本研究では、保健所等に勤務する公衆衛生行政職員（以下、「事務職」という。）に求められる自然災害等健康危機管理に関する能力や役割に対して、異なる職種間における「望ましい『業務連携の枠組み・あり方』および『人員配置』」について明らかにすることを目的とした。**【研究方法】**平成 12 年三宅島噴火災害における保健所対応事例について、地域保健に関わる他の職種(医師、保健師、歯科医師・歯科衛生士、管理栄養士、食品衛生監視員、環境衛生監視員、地方衛生研究所職員)各々との業務連携を、フェーズ「全島避難前(9月 2 日まで)」、フェーズ「「全島避難(9月 2 日)～帰島まで」ごとに、要因「他職種に協力してほしいこと」、「他職種に協力できること」および「異なる職種間で連携すべき(できる)役割・業務」について連携強化の可能性および具体的な連携の内容・タイミング等について分析を行った。**【研究結果】**「他職種に協力してほしいこと」および「他職種に協力できること」において連携強化の実現を図るべき場面および対象職種は、カテゴリ「情報」ですべての職種を対象として「適切な手段を具体的・実際的に用いた情報収集一元化訓練を」など。また、「異なる職種間で連携すべき(できる)役割・業務」では、食に関わる業務における食品衛生監視員と管理栄養士とのいっそうの協力、避難所や一次帰宅支援に係る住民健康相談業務における保健師への管理栄養士・歯科衛生士・理学療法士・作業療法士の協力、など。**【考察・まとめ】**地域健康危機管理拠点が、「平常時業務対応」組織から「危機対応・危機管理を担う」組織への転換を図るためにには、以下 2 点の再検討が必要だと思われた。①保健所や地方衛生研究所の行う業務に伴う、職員への「立ち入り調査権限」付与、②都道府県の健康危機管理主管部局から地方衛生研究所に提供する健康危機管理関連情報の内容と時期。

**【キーワード】** 行政事務職 三宅島火山噴火 対応能力 人材育成

#### A 研究目的

地域の保健衛生行政の第一線機関である保健所に勤務する事務職の健康危機管理に関する人材開発及び人員配置に関する研究に先立ち、平成 20 年度は、具体的

な健康危機対応・健康危機管理事例を元に、事務職に必要な健康危機管理のコンピテンシー（職務遂行能力）を明らかにした。平成 21 年度は、健康危機管理事例における事務職の役割に対して、異なる

職種間における「望ましい『業務連携の枠組み・あり方』および『人員配置』」について明らかにすることを目的とした。

## B 研究方法

健康危機対応における事務職に求められる健康危機管理コンピテンシーを踏まえ、健康危機管理事象における職種間の連携強化に関する分析・検討を行った。

平成 12 年三宅島噴火災害における保健所対応事例について、地域保健に関する他の職種(医師、保健師、歯科医師・歯科衛生士、管理栄養士、食品衛生監視員、環境衛生監視員、地方衛生研究所職員)各々に対して時系列的に記述された「保健所等組織の判断」、「当該職種の判断・果たした役割等」、「住民の反応」等の因子を分析・検討対象とした。特に、火山噴火や震災などの自然災害における「避難所」、「食生活」、「対災害弱者(母子・高齢者・障害者)」、「医療・巡回相談への対応」を中心とした視点で、関係職種間の連携の可能性および具体的な連携の内容・タイミング等について分析を行った。さらに分析結果に対して他職種に係る研究グループによる意見を求め、修正・改善を図った。

## C 研究結果

平成 12 年三宅島噴火災害における保健所対応事例に対する分析では、(1)全島避難前(9月 2 日まで) および(2) 全島避難(9月 2 日)～帰島までの 2 つのフェーズに対して各々【表 1】【表 2】および【表 3】【表 4】のような対象場面と職種について連携強化の可能性があり、実現を図るべき事項

であることが明らかとなった。

(1) 全島避難前(9月 2 日まで)

【表 1】【表 2】

(2) 全島避難(9月 2 日)～帰島まで

【表 3】【表 4】

さらに分析・検討によって明らかになつた事項を、「(従来の)事務職業務に他職種から協力してほしい業務」「(従来の)他職種に対して事務職が協力すべき業務」「異なる職種間で連携すべき(できる)役割・業務」ごとに整理したところ、【表 5】のようにまとめることができた。

## D 考察

平成 20 年度の本分担研究では、健康危機発生時対応に必要な行政事務職のコンピテンシーとして【表 6】が明らかになっている。災害等健康危機管理においても、行政事務職は、他の専門職種が円滑に活動、連携できるようにするロジスティクスの要であり、求められる活動範囲は極めて広範かつ多岐にわたることが具体的に示されたわけである。加えて事務職は、潤滑油としての調整を果たしながら組織全体の統括・管理を果たす役割が求められていた。今回の異なる職種間における「望ましい『業務連携の枠組み・あり方』」に関する分析・検討においても、多様な業務と対象職種について重要な役割が求められることが具体的に示されていた。

自然災害健康危機管理に関し、これまで事務職の視点で他職種との連携を分析・検討した研究は、概念的に必要だと言われてはきたが、求められる連携強化の具体的な内容等について示されたものが殆どみられない。本研究において、その

具体的な内容を示すことができたことから、本研究の成果を参考に、今後地方自治体の保健衛生部門では、行政事務職に対して健康危機管理を行うに足る人材育成と人員配置を行うために、以下 2 点について見直しを行うべきだと思われた。これらを中心に地域の健康危機管理拠点が再検討を行うことが、「平常時業務に対応するための組織」から「危機対応を見据えた健康危機管理を担う組織」への転換を図るために必要だと考えられた。

- 1) 保健所や地方衛生研究所の行う業務に伴う、職員への「立ち入り調査権限」付与について、健康危機発生時の対応を想定して付与対象職員を拡大する必要があるか否か、平常時から検討しておくべきである。原因究明調査に際して立ち入り調査を行う場合、最初の段階ではその根拠法を 1 つに定めにくくことがある(例:院内感染の集団発生における原因究明調査の場合などには、①「感染症法」②「医療法」③「食品衛生法」のいずれが根拠法になるか初期段階では見極められない、などの事態が頻繁に起りうる。)。各法に基づく立ち入り調査権限は、①②では「感染症予防吏員の証」「監視員証」を付与された職員に、また③では「食品衛生監視員」の資格所有者に与えられる。そのため、健康危機発生時における迅速な対応を想定した場合は、従来の平常業務に対する想定よりも、これらの権限所有職員配置の拡大

を検討しておく事が必要だと思われた。

- 2) 地方自治体における健康危機に関する情報の流れは、国レベルあるいは他都道府県からの情報の場合は特に、都道府県庁経由で保健所等に流される場合が多い。その場合、保健所や保健センターに提供される情報は、同時に地方衛生研究所でも共有できるよう、都道府県庁は配慮すべきである。地方衛生研究所には、①「試験検査」機能以外に、②「調査研究」、③「研修」、④「情報発信」、⑤「シンクタンク」の各機能が求められており、それらの機能を充分に発揮するためには、保健所と同等の情報を、同等時期のタイミングで得ることが必要である。そのため、健康危機管理を所管する都道府県主管部局では、健康危機管理関連情報に關し、保健所と同等かつ必要充分量の情報を遅滞なく地方衛生研究所に提供できるよう、よりいっそう配慮すべきと思われた。

#### 【参考文献】

- 1) 事業概要 平成 12 年版 - 平成 18 年版. 東京都島しょ保健所、2000 - 2006.
- 2) 三宅島噴火災害誌. 東京都、2007.
- 3) 事業概要 平成 20 年版. 東京都多摩小平保健所、2008.
- 4) 学生食堂で発生した集団食中毒事件報告書 - 腸管出血性大腸菌 O157 食中毒 - 、東京都多摩小平保健所、2008.

【表1】フェーズ「噴火～全島避難前(9月2日まで)」において連携強化の実現を図るべき場面および対象職種

	日付	火山活動・被害状況	災害対応等	事務職の果たした役割&求められる能力	「異なる職種間で連携すべき(できる)役割・業務」「他職種に協力できること」および「他職種に協力してほしいこと」
平成十二年度	6月26日	緊急火山情報(噴火厳重警戒)	三宅村災害対策本部設置 災害救助法適用	<p>【全島避難前(9月2日)】</p> <p>《情報》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害発生と同時に莫大な情報が生ずる。情報の収集と整理・管理・発信を適切かつ速やかに行わなければならない。</li> <li>・ファイリング能力は極めて重要。</li> <li>・住民に現状を分かりやすく説明ができる能力が必要。</li> </ul> <p>《指示》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指示に優先度をつけ、的確に担当者へ振り分けるマネジメント能力が必要。</li> </ul> <p>《医療》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・救護班が円滑に活動を遂行できるように、島内の健康被害の情報把握と、関係機関との調整能力が必要。</li> <li>・組織としての役割や立場を明確に説明できる能力が必要。</li> </ul> <p>《庶務》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員が安全に活動ができるように調整する能力が必要(必要に応じて関係機関との調整能力も)</li> </ul>	<p>《情報》　すべての職種が各自の担当業務において収集した情報を迅速・正確・効率的な方法によって一元化できることが必要。掲示板の利用など、適切な情報収集手段を具体的・実際的に用いた訓練を予め行って連携強化を図るべき。→　すべての職種</p> <p>《情報》　住民への情報提供に用いるチラシ等媒体作成に協力連携してほしい。→　保健師・管理栄養士・歯科衛生士</p> <p>《指示》　実施する施策・事業に優先順位をつけマネジメントできる能力が必要　→　すべての専門職。</p> <p>《庶務》　「職員の安全管理」に対する協力　→　医師・保健師</p> <p>《情報》　収集した地域の情報に日常業務における蓄積地域情報を併せ共有を図る　→　保健師</p>
	6月27日		東京都災害対策本部設置		
	6月30日		火山予知連から安全宣言が出されたことを踏まえ、村・都災害対策本部解散		
	7月8日	最初の噴火(噴煙1,500m)			
	7月14日	噴火で北東部降灰(噴煙1,500m)	三宅村災害対策本部設置		
	7月26日	豪雨で大規模な泥流被害			
	7月30日	震度6弱地震で土砂崩壊			
	8月18日	最大噴火(島史初)で全島降灰(噴煙14,000m)			
	8月29日	火碎流発生(低温)	全島民避難指示(2～4日)		
	9月2日		全島民避難指示(2～4日)		

【表2】フェーズ「噴火～全島避難前(9月2日まで)」において連携強化の実現を図るべき場面および対象職種

分野	連携強化すべき業務の内容	対象職種
情報	すべての職種が各自の担当業務において収集した情報を迅速・正確・効率的な方法によって一元化することが必要。掲示板の利用など、適切な情報収集手段を具体的・実際的に用いた訓練を予め行って連携強化を図るべき。	すべての職種
情報	住民への情報提供に用いるチラシ等媒体作成に協力連携してほしい。	保健師・管理栄養士・歯科衛生士
指示	実施する施策・事業に優先順位をつけマネジメントできる能力が必要	すべての専門職
庶務	「職員の安全管理」に対する協力	医師・保健師
情報	収集した地域の情報に日常業務における蓄積地域情報を併せ共有を図る	保健師
庶務	「搬送業務(車の運転)」「避難誘導・援助」「資料作成や会議設定に係る事務作業」に対する協力	すべての専門職
情報	所属の災害対策本部に関する情報を平常時も含め常に共有しておくべき	すべての専門職
情報	マスコミに対する情報提供は所属の広報担当部局と連携しつつ所長に一元化する必要あり。そのための具体的な訓練を組織として平常時に行っておくべき。(学校における校長の役割を見習うべき)	すべての職種
庶務	BCPについて平常時の担当職員以外でも対応できるよう業務のチェックシートを作成し業務に優先順位をつけておくべき。	すべての職種
情報	現地に出かけ生の情報収集にも当たるべき	保健師以外のすべての職種
情報	医療の需要情報を把握し、医療提供者に情報提供すべき	医師・保健師
食の安全	食品衛生セクションの行う食品衛生業務に、管理栄養士が協力すべき	管理栄養士
健康相談	保健師の行う避難所や一次帰宅の支援に係る住民への健康相談には、管理栄養士・歯科衛生士・理学療法士・作業療法士も協力すべき	管理栄養士・歯科衛生士・理学療法士・作業療法士

【表3】フェーズ「全島避難(9月2日)～帰島まで」において連携強化の実現を図るべき場面および対象職種

	日付	災害対応等	三宅島保健所の動き	「異なる職種間で連携すべき(できる)役割・業務」「他職種に協力できること」および「他職種に協力してほしいこと」
平成十二年度	9月2日	全島民避難指示(2～4日)		《情報》収集した地域の情報に日常業務における蓄積地域情報を併せ共有を図る → 保健師
	9月5日	ホテルシップを利用した災害対応開始		
	9月11日		竹芝の都公文書館に臨時出張所開設	《庶務》「搬送業務(車の運転)」「避難誘導・援助」「資料作成や会議設定に係る事務作業」に対する協力 → すべての専門職
	9月14日	森総理大臣一行が現地調査		
	10月7日	現地災害対策本部を移設(神津島) 漁船による渡島作業開始		《情報》所属の災害対策本部に関する情報を平常時も含め常に共有しておくべき → すべての専門職
	11月27日	臨時ヘリポート開設(三宅中学校)		
	12月12日	臨時ヘリポート開設(阿古地区)		
	1月6日	漁船渡船に代え、小型客船「えびね丸」80トンによる渡船開始		《情報》マスコミに対する情報提供は所属の広報担当部局と連携しつつ所長に一元化する必要があります。そのための具体的な訓練を組織として平常時に行っておくべき。(学校における校長の役割を見習うべき) → すべての職種
	3月3日	森総理大臣一行が現地調査(2回目)		
	3月12日	中型客船「はまゆう丸」による250人規模の渡島作業開始		《庶務》BCPについて平常時の担当職員以外でも対応できるよう業務のチェックシートを作成し業務に優先順位をつけておくべき。 → すべての職種
平成十三年度	4月18日	都道の立根に仮橋完成、島内一周道路が7ヶ月ぶりに全通		
	5月4日	三宅支庁第二庁舎脱硫装置運転開始(30名)		《情報》現地に出かけ生の情報収集にも当たるべき → 保健師以外のすべての職種
	7月9日	勤労福祉会館(80名)の脱硫装置運転開始(復旧作業員の常駐開始)		
	7月12日	泥流等被災世帯の一時帰宅(7月13日まで)		《情報》医療の需要情報を把握し、医療提供者に情報提供すべき → 医師・保健師
	8月19日		都庁第一庁舎41階へ臨時出張所移転	食品衛生セクションの行う食品衛生業務に、管理栄養士が協力すべき
	9月18日	希望全世帯の一時帰宅(10月3日まで)		
	9月21日	三宅島に現地災害対策本部を移転		保健師の行う避難所や一次帰宅の支援に係る住民への健康相談には、管理栄養士・歯科衛生士・理学療法士・作業療法士も協力すべき
	12月14日	三七沢で砂防ダム完成		

【表4】フェーズ「「全島避難(9月2日)～帰島まで」において連携強化の実現を図るべき場面および対象職種

分野	連携強化すべき業務の内容	対象職種
情報	日常業務における地域の情報と併せた地域情報の収集への協力	保健師
庶務	平常業務と災害対応業務が組織として両立して行えるよう、日常業務に優先順位をつけて判断できる能力が必要。BCPを平常時に具体的に議論・検討しておく必要あり。	すべての職種

【表5】保健所等地方自治体の噴火災害への健康危機管理について、行政事務職との連携強化を図るべき事項のまとめ

事務職班 職種間連携に係る検討結果		
「他職種に協力してほしいこと」および「他職種に協力できること」		
カテゴリ	業務	対象職種
情報	すべての職種が各々の担当業務において収集した情報を迅速・正確・効率的な方法によって一元化する必要がある。掲示板の利用など、適切な情報収集手段を具体的・実際的に用いた訓練を予め行って連携強化を図るべき。	すべての職種
情報	住民への情報提供に用いるチラシ等媒体作成に協力連携してほしい。	保健師・管理栄養士・歯科衛生士。
情報	収集した地域の情報に日常業務における蓄積地域情報を併せ共有を図る。	保健師
情報	所属の災害対策本部に関する情報を平常時も含め常に共有しておくべき	すべての専門職
情報	マスコミに対する情報提供は所属の広報担当部局と連携しつつ所長に一元化する必要あり。そのための具体的な訓練を組織として平常時に行っておくべき。(学校における校長の役割を見習うべき)	すべての職種
情報	現地に出かけ生の情報収集にも当たるべき	保健師以外のすべての職種
情報	医療の需要情報を把握し、医療提供者に情報提供すべき	医師・保健師
情報	日常業務における地域の情報と併せた地域情報の収集への協力	保健師
指示	実施する施策・事業に優先順位をつけマネジメントできる能力が必要	すべての専門職。
庶務	BCPについて平常時の担当職員以外でも対応できるよう業務のチェックシートを作成し業務に優先順位をつけておくべき。	すべての職種
庶務	「搬送業務(車の運転)」「避難誘導・援助」「資料作成や会議設定に係る事務作業」に対する協力	すべての専門職
庶務	「職員の安全管理」に対する協力	医師・保健師
庶務	平常業務と災害対応業務が組織として両立して行えるよう、日常業務に優先順位をつけて判断できる能力が必要。BCPを平常時に具体的に議論・検討しておく必要あり。	すべての職種

#### 「異なる職種間で連携すべき(できる)役割・業務」

カテゴリ	業務	対象職種
	食品衛生セクションの行う食品衛生業務に、管理栄養士が協力すべき	食品衛生セクションの行う食品衛生業務に、管理栄養士が協力すべき
	保健師の行う避難所や一次帰宅の支援に係る住民への健康相談には、管理栄養士・歯科衛生士・理学療法士・作業療法士も協力すべき	保健師の行う避難所や一次帰宅の支援に係る住民への健康相談には、管理栄養士・歯科衛生士・理学療法士・作業療法士も協力すべき

【表 6】平成 20 年度分担研究において明らかになった、「健康危機発生時対応に必要な行政事務職のコンピテンシー」

1	情報を収集・ファイリングし、迅速に処理できる能力
2	対外的に組織間連絡調整できる能力
3	必要な業務及び予算を判断・調整ができる能力
4	適用される法律等に関する理解と適切な運用ができる能力
5	所内職員の業務量・健康状態を見極め、適切に指示・調整できる能力
6	対策会議や所内 PT 等を運営し、組織をまとめる能力

